

会 議 録

(6—1)

会議の名称		令和 6 年度第 2 回春日部市情報公開・個人情報保護審議会	
開 催 日 時		令和 7 年 1 月 2 9 日(木)	開 会 午後 2 時 0 0 分
			閉 会 午後 3 時 0 0 分
開 催 場 所		春日部市役所 本庁舎 2 階 2 0 5 会議室	
議長(会長)氏名		志村 信太郎	
出席者	委員氏名	(出席人数：6 人)	
		志村 信太郎、鹿江 陽介、伊藤 大河、大島 由美、	
		白石 博樹、成瀬 敏之	
	説明者 その他	(出席人数：4 人)	
		市民課長 石川 貴英	
		市民課 受付担当主幹 菅野 詩帆	
		福祉総務課長 高橋 浩一	
		福祉総務課 福祉総務担当主任 田中 翔	
	事務局	(出席人数：4 人)	
		総務部参事 小岩井 稔之	
市政情報課長 岡田 務			
市政情報課 市民相談・情報公開担当主幹 植野 慶子			
市政情報課 市民相談・情報公開担当主査 桐原 毅			
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		1 開会 2 議事 (1) 諮問第 1 号 特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施について（公開） (2) 報告第 4 号 「75 歳以上の高齢者世帯名簿」の紛失について（公開） (3) 報告第 5 号 個人情報の保護に関する法律施行条例、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（公開） 3 その他 4 閉会	
一部公開・非公開の場合はその理由		☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：	
配 布 資 料		・春日部市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿 ・次第	

	・議案 ・参考資料 諮問第 1 号 【資料 1】全項目評価書 報告第 5 号 【資料 2】個人情報の保護に関する法律施行条例 【資料 3】春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例
会議録の作製方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録
	☐ 要点記録
会議録署名の指定	会長が署名する。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	【 1 開会】
会 長	《会長あいさつ》
事務局	《新任委員紹介・会議成立の報告・会議公開の決定》
議 長	【 2 議事】 《傍聴者の確認》
	(1) 諮問第 1 号 特定個人情報保護評価書（全項目評価）の 再実施について（市民課）
説明者	《市民課職員説明》
議 長	ただいまの説明内容について、ご意見、ご質問はありますか。
委 員	結局、標準準拠システムへの移行とは、何からの移行なのか、 具体的に説明してください。
説明者	前提として、今は春日部市とシステムベンダーの間でデータ のやりとりをしているものが、来年の 8 月以降は国のガバメン トクラウドシステムと直接データのやりとりを行い、データの 保管場所が今までと変わることになります。そうしたことが、 今回の評価書の中の重大な変更位置付けられるため、評価書 の再作成を行ったところです。
委 員	システムベンダーは、委託業者ですか。
説明者	市とシステム会社で契約し、やりとりをしていましたが、今 後は国が管理するガバメントクラウドに、全国的にそのような 形で移行するようという国の要請がありましたので、それに 基づいて、本市もそのように対応してまいります。
委 員	個人情報の管理をしているところが委託から国のシステムに 変わるということですか。
説明者	はい、そうなります。
議 長	預けていた情報の増減等、変更点はありますか。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
説明者	情報については、国の標準様式に変わるため、若干、細かい変更がありますが、基本の枠組みというのは全国の市町村すべてが同じ種類のデータを持つ方向になります。もともと自治体ごとに色々なデータの持ち方をしていたものを全国的に統一する形にするのが今回の標準化なので、そのようなところでもっと効率的に情報の共有が今後できるように国が進めています。
委 員	この評価書のフォーマット、点検項目自体は、国からの指示があるものなのか、それとも市で独自に作ってるものなのか教えてください。
説明者	国の個人情報保護評価委員会が提示している保護評価書の様式になります。
委 員	それに基づいて、点検するのですね。
説明者	はい。
議 長	情報を置いているサーバーが変更になるということですが、通信回線は、変更になるのですか。
説明者	ガバメントクラウドというものがまずできまして、そこに春日部市役所が持っているサーバーが出現します。内部と外部を遮断するDMZというものがあり、安全な地帯にサーバーを置く形になります。ガバメントクラウドに直接アクセスするというよりは、その安全地帯を一旦挟んで、ガバメントクラウドで情報を取るので、基本的なシステムのネットワークは変わらなく、より安全性は高くなっています。
議 長	質問、ご意見等がありますか。よろしいですか。 それでは質問、ご意見等を概ねいただきました。関係職員の方はご退席ください。
議 長	それでは、説明がありました諮問第1号ですが、説明の中でむしろ安全性は高まるとありましたが、念のためということですが、個人情報の流出事故があった場合には、審議会へ報告すること、その他運用に大きな変更が生じる場合には、改めて審議会に諮問すべきこと、通信上も安全性ないしはヒューマンエラーがないように、システムづくり、担当職員に対する色々な

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
	指導についても、個人情報の流出がないように十分留意するといった点を答申に組み込んだ上で答申したいと考えますが、皆様、それでよろしいでしょうか。
委 員	はい。
議 長	それでは事務局より答申案の配付をお願いします。
議 長	それでは、事務局より答申案の読み上げをお願いします。
事務局	《答申案読み上げ》
議 長	この答申案ですが、皆さん、ご意見があればお願いします。
議 長	よろしいですか。 では、特に異議がないようですので、この答申案をもって、市長に答申いたします。 以上で、諮問第1号の審議を終了いたします。
	(2) 報告第4号 「75歳以上の高齢者世帯名簿」の紛失について（福祉総務課）
議 長	続きまして、報告第4号を議題といたします。
説明者	《福祉総務課職員説明》
議 長	ただいま説明のありました内容について、ご質問、ご意見はありますか。
委 員	高齢者所帯名簿について伺います。これは住民基本台帳から全部抽出され、いつ現在で作られたものですか。
説明者	住民基本台帳から得た情報を基にした名簿で、今回紛失したものは、令和5年10月25日時点での75歳以上の高齢者のみで構成された世帯の名簿になります。
委 員	更新は、どのようにしていますか。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
説明者	年に1回渡しており、昨年度が2月に渡していますので、更新されたものについては、これからお渡しします。随時、渡しているものではありません。
委 員	年に1回位、更新して新しく作り、渡しているのですね。
説明者	はい、そうです。
委 員	前年度、古いものはどのように処分、回収していますか。
説明者	古いものについては、回収しています。
委 員	差し替えですか。
説明者	はい、そうです。
議 長	その他、ご質問、ご意見はありますか。
委 員	以前、高齢者で災害弱者の名簿を作る時に、どうするのかと揉めたことがありました。あの時は同意がいかいらないとか、できるとかできないとか、色々な話が出た記憶があります。今回、この名簿は民生委員の方も当然、厚生労働大臣から受けている公務員の方なので、あまり心配はないと思いますが、名簿が勝手に作られて、民生委員に渡されているのではないかという感覚を持ちます。知らないうちに、そのようなことをやっていたのかと思いますが、そのあたりはどうですか。
説明者	民生委員の職務として、民生委員法第10条の第1項に住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておくがありますが、名簿の提供はその職務の遂行にあたり渡しているもので、民生委員の仕事や役目については広報でも周知していますので、そのようなところから、見守られているという、ご理解をいただいているのではないかと考えています。
議 長	その他、質問、ご意見はありますか。
委 員	75歳以上の世帯、単身世帯か夫婦だけで、下の年齢がいない名簿が勝手に作られ、見守られてるという安心感も必要ですが、それなら75歳になった時にその名簿に登載されるという事

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
説明者	前のアナウンスや、市からの手紙などはないのでしょうか。 75歳になられた方へのお知らせは特にはありませんが、先ほど申し上げた民生委員の仕事、役目といった職務の中で見守られていることを、わかっていただければと考えています。
委 員	民生委員になられる方々はそのような職務で、見守るために何か重要なことあった時、火事があった時は見に行くために、住所氏名が無いとわからないと思いますが、見守られている側も、いきなり民生委員だからと言って、家に個別訪問に来たり、電話がかかってきたとしても、オレオレ詐欺ではないか、誰なのかと、余計に心配をするのではないのでしょうか。この地区の民生委員のアナウンスがあった方が、要らぬ心配は生まれないかと思います。民生委員がどのような人かというアナウンスはされていますか。
説明者	民生委員さんに新しく75歳以上の名簿登載された方については、訪問して私が民生委員だと挨拶をしていただいて関係性を築いていくというようなアナウンス、関わり合いの仕方をしていただくようにしています。
委 員	今回、名簿を紛失し方の担当世帯は89世帯もあるんですね。
説明者	はい、75歳以上の方についてはそうです。
委 員	結構、大変なお仕事ですよね。システムチックに手紙出すとか、75になった年にわかればいいのですが、民生委員が変わる年もあるでしょうし、何かそういうものがあれば見守る側も見守られる側も、安心感は増えるのかと思います。あとは、民生委員さんも個人情報の取り扱いに関して、再度、研修されたところもあると思いますが、取り扱いだけではなく、その前段があってもいいのではないかと疑問に思いました。
議 長	その他、質問、ご意見等がありますか。
委 員	業務自体は、市の本来業務という括りの中だと私は理解するので納得できます。要するに、市でその高齢者を見守っていく。先に民生委員さんがいらっしゃって、その人たちが活動するために名簿を渡すことは納得していますが、やはりそういう

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
	ことであれば、突然来られると、実際わかりません。民生委員さんは、確かに直接何かあるたびに声をかけてくださいます が、結局、ほとんどの人は、民生委員が誰なのか何わかってないと思います。だから、そのあたりが今おっしゃった通りで、ある程度その地区の人に、このような名簿でこのような活動を民生委員が行っているということを皆が知っておくと良いのではないかと思います。それは市の本来の業務という感覚で私は受けとめていますが、やってはいけないということではなく、そういうことはどうでしょうかという感じです。
説明者	周知の仕方については、検討させていただきます。
委 員	先ほどの個人情報のクラウド管理ではないですが、紙で渡していますよね。管理する人が市役所の文書のようなものがたくさんある状況ですよね。今後、民生委員さんも携帯やタブレットでクラウドにパスワードでログインして名簿を見るとか、名簿を紙でプリントアウトするのは駄目というようなルールができれば、紛失はなくなると思いますが、難しいですか。
説明者	今回の名簿の話ではありませんが、各民生委員さんへの連絡を電話や紙での通知を行っていますが、ラインでそのような通知や連絡を行うよう、来年度からは配信から導入することを考えています。もう一歩先をとということで、そのようなこともできるか研究していくことは、必要だと考えております。
委 員	紙でプリントアウト禁止、自分の端末にダウンロード禁止というようにしていかないと、どんどん紙が増えてしまい大変ではないかと思いました。
委 員	春日部市の民生委員の方は、何名位いらっしゃいますか。
説明者	定数として345名、現状326名です。
委 員	名簿は福祉総務課職員が直接渡すとなっておりますが、大変な労力ではないですか。
説明者	各地区の民生委員が毎月集まる会議が上旬位にありますので、13地区を職員が回り、その時だけは名簿の関係なので渡すようにしています。確かに大変ではあります。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
委 員	300人に渡すのは大変ですね。心配しました。
議 長	昨年 7 月 8 日に名簿紛失の報告、その次が8月31日に見つからなかったとありますが、その期間は長くありませんか。
説明者	期間については、紛失された民生委員さんの家の中で無くなった可能性が高いので、もう一度よく見てもらうことと、他の民生委員さんにも名簿を紛失していないか全326人に対しての確認がありましたので、周知から探してもらうには、ある程度の期間が必要と考え、結果的にはこのお一人でしたが、全体の確認もありましたので、期間をいただきました。
議 長	あくまで意見ですが、全体の確認と、紛失かもう一度探してもらうにしても、紛失を確定させてそれに対する対応というのは、統合して処理する必要はないと思います。日付だけを見たら明らかに長過ぎると思いましたので、できれば速やかに、例えばタイムスケジュールであれば、あと1ヶ月前倒しでも、よかったのではないのでしょうか。
議 長	その他、ご質問、ご意見等は、いかがでしょうか。よろしいですか。
議 長	それでは質問、ご意見等を概ねいただきました。関係職員の方はご退席ください。
議 長	ただいまの報告、ご質問としては、概ねいただきましたので、本件の審議を終了いたします。 (3) 報告第5号 個人情報保護に関する法律施行条例、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について（市政情報課）
議 長	続いて、報告第5号になります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》
議 長	ありがとうございます。それでは皆様、ただいまの報告ですが、ご意見はありますか。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	よろしいでしょうか。
委 員	これについては、ありません。
議 長	それでは本件の審議を終了します。
	【3 その他】
議 長	次第に従いまして、「3 その他」についてですが、委員の皆様から、何かございますでしょうか。
委 員	市にお伺いします。昨年11月でしたが、朝日新聞で各市町村で自衛隊の隊員募集に個人情報が出ているという記事が載りました。春日部市ではどのようなになっているのか、もう一つは、色々な災害が発生した場合、行方不明者の方の個人情報を出すか出さないか、これは各市町村で色々な扱いがあるそうですが、春日部市ではどのようなになっているのか。この二点について、おわかりでしたら教えていただきたい。
事務局	まず一点目の自衛隊の隊員募集の関係ですが、市役所の中で、事務としては市民課で所管しており、募集をしているというところまではわかりますが、それ以上のことは、この場では分かりかねます。
委 員	方針が決まっているのか、それともその場その場でやっていくのか、行方不明者を探すときに出した方がいいという人もいれば、出さない方がいいという人もおり、色々と議論が分かれています。春日部市がもしかしら決まっているのかまだなのかを考えてしまったので、聞いてみました。
事務局	災害時の行方不明者情報ですが、方針があるかないかというのは分かりかねますが、おそらく災害の大きさや行方不明者の人数などを考慮しながら、出して欲しいというご家族と、出さないで欲しいというご家族もいらっしゃると思いますので、ケースバイケースで対応していくようになるかと思います。
議 長	ありがとうございました。 その他、よろしいでしょうか。

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	事務局から何かございますか。
事務局	事務局からは、ございません。
議 長	それでは、３．その他を終了とします。 これをもちまして、議長の職をおろさせていただきます。 事務局で進行をお願いします。
司 会	本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を鹿江副会長よりお願いいたします。
副会長	《副会長あいさつ》
司 会	どうもありがとうございました。 事務連絡ですが、次回開催は、令和７年７月以降を予定しております。日程等決まりましたら改めてご連絡をさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。
議事の顛末・概要を記載し、その他相違なきことを証するためここに署名する。 令和７年２月１９日 署名者の職・氏名 会長 志村 信太郎	